

令和3年度 地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：京都市，京都府

1 地域活性化総合特別区域の名称

京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと，世界中から人々が集う，「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～

2 総合特区計画の状況

① 総合特区計画の概要

我が国を代表する国際的な観光地として，世界中から多くの人々を呼び込み，観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより，京都市域の活性化を図るとともに，ひいては我が国全体の活性化に寄与し，観光立国の実現を先導するため，規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら，国際観光拠点の形成，文化自由都市の創造に係る取組を行っていく。

② 総合特区計画の目指す目標

・ 文化的・精神的な充実感の提供と地域経済の活性化で，日本を元気に

不透明感，閉塞感の漂う今日，日本はもとより世界の人々は，ゆとりや潤い，文化的・精神的な充実感を求めており，伝統，文化，自然，和の精神など，“ほんもの”の魅力に触れ，日本文化の源を確認することのできる京都が果たすべき役割はますます大きくなっている。

本総合特区における取組を進めることで，世界中から多くの人々を呼び込み，京都市域の活性化を図る。また，地域の活性化に伴う経済効果を周辺地域にも波及させ，ひいては我が国全体の活性化にも寄与することを目標とする。

・ 京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を提案

名所を足早に見て回るのではなく，じっくり滞在し，奥深い京都の魅力を五感で体感できる，これまでにない新しい観光の姿を提案し，質の高い観光を提供する先駆的な取組を推進する。

こうした取組を通じ，観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより，日本文化の原点であり，我が国を代表する国際的な観光地として，国全体の観光立国の実現を先導することを目標とする。

③ 総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成23年12月22日指定

平成25年3月29日認定（令和4年4月7日最終認定）

④ 前年度の評価結果

観光分野 4.2点

- ・ 再来訪意向や観光消費額といった観光客に関するデータを用いているが，サブ指標

として住民側のデータ（例えば、市政総合アンケート調査結果「京都観光について」）を用いながら、「ほんもの」の観光が展開できているかを捕捉する方法も有効ではないか。

- ・ 特定伝統料理海外普及事業においては、研修受け入れ人数と共に、研修終了後の外国人料理人による普及が肝要なので、その成果指標についても一定の尺度があれば良い。
- ・ アフターコロナに向けた各ステージに対応した「京都観光振興計画 2025」の策定については、今取り組むべき事例のようであり高く評価。
- ・ 美しい町並みと歴史的風土の保全・活用については、既存の補助制度による財政支援に加え、地域としても多数の事業を実施しており、総合的に推進が行われているという点は大変評価できる。景観・環境づくりは長い時間をかけてじっくり取り組む必要があるもので、それを多様な関係者による取り組みで推進していることは、我が国におけるトップランナーとして他地域に模範を示していくことが期待される。他方、こうした取り組みの結果、観光者の行動や意識といった観光の実践がどのように変化し、地域の課題解決に結びつくか、についてはもう少し具体的な目標像の設定と、それを推進するための方策の検討が望まれる。

⑤ 前年度の評価結果を踏まえた取組状況等

「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指し、令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定。同計画においては、「市民、観光客、観光事業者・従事者」の3者の満足度を高める観光を目指していることから、従来から実施していた観光客の調査「京都観光総合調査」に加え、令和3年度からは、京都観光に対する市民の意識等を把握するための「市民意識調査」、観光事業者及び従事者の意識や状況等を把握するための「観光事業者・従事者の実態調査」を新たに実施しており、今後、これらの調査結果等を施策の進捗と成果の把握等に活用していく。

また、これまでの観光振興計画では、5000万人観光都市の実現、続いて観光の「質」の向上を図るため、観光客数や宿泊客数、観光消費額等を指標に設定し、取組を進めてきたが、「京都観光振興計画2025」の指標の設定に当たっては、観光事業者や観光客における文化の維持・継承への寄与や環境に配慮した取組に関する指標など、「持続可能な観光」につながる指標を幅広く設定する予定であり、これらの指標の分析等を通じてあるべき観光の姿の把握につなげることで、持続可能な観光の実現に向けて総合的に取組を進め、総合特区としての目標の実現を目指していく。

⑥ 本年度の評価に際して考慮すべき事項

評価指標（1）及び（2）の数値は、京都市で実施している「京都観光総合調査」を基に算出しているが、令和3年度は令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの調査が実施できなかった。評価指標（1）については、唯一実施した秋期（11月）の日本人観光客のみの調査における数値を実績値として用いており、令和元年度以前の数値と単純比較できない。また、評価指標（2）については、調査が行えず数値が算出できないことから定性的評価を行っている。

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）

① 評価指標

評価指標（1）：再来訪意向及び紹介意向

数値目標（1）：47.5%（平成25年）→80%（令和7年）

[当該年目標値63.9%，当該年実績値57.0%，進捗度89.2%]

評価指標（2）：年間観光消費総額

数値目標（2）：1兆1,268億円（平成29年）→1兆3,000億円（令和7年）

《定性的評価》

令和3年度は、新たに策定した「京都観光振興計画2025」に基づき、各種の取組を進めたほか、令和3年11月には、京都市観光協会、京都の観光関連業界25団体と共に「新しい京都観光に向けた共同宣言」を行うなど、持続可能な観光の実現を目指した取組を推進した。また、国際的な認証団体であるグリーン・デスティネーションズが実施する表彰制度「TOP100選」に、2年連続で選出されるなど、持続可能な観光地としての国際的な評価を高めることができた。「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献していく持続可能な観光」の実現に向けて、着実に進捗している。

【サブ指標（2）】

総合特区支援利子補給金制度の活用により整備された宿泊施設の客室数：180室

評価指標（3）：特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数

数値目標（3）：9人（平成29年度）→30人（令和7年度）

[当該年目標値21人，当該年実績値20人，進捗度95%]

② 寄与度の考え方

該当なし

③ 総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

「京都観光振興計画2025」に掲げる取組を、市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して着実に推進するとともに、規制の特例措置を活用して「ほんもの」の食文化の魅力発信・普及を図る特定伝統料理海外普及事業等の総合特区制度を活用した一歩踏み込んだ取組を一体的に進めることにより、目標達成の実現可能性を高める。

具体的には、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の複層的な取組を着実に推進することで、上記の各数値目標の達成と定性的目標の実現に取り組んでいる。

④ 目標達成に向けた実施スケジュール

平成30年10月からは、法定外目的税として観光の振興を図るための費用に活用するため、宿泊税の課税を開始しており、令和3年度は市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備、京都観光における更なる質・満足度の向上、京都ならではの文化振興・美しい景観の保全等の事業に充当されている。(予算：16億円)

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、持続可能な観光をこれまで以上に進めていくために、令和2年11月に策定した「京都観光行動基準(京都観光モラル)」の普及・啓発に継続的に取り組み、また、令和3年11月には、京都市観光協会、京都の観光関連業界25団体と共に「新しい京都観光に向けた共同宣言」を行うなど、様々な取組を推進した。

評価指標(1)及び(2)については、従来から観光振興計画の目標値等に併せて設定しているが、本計画策定段階において、新型コロナウイルス感染症の影響や回復見込みが極めて不透明であり、今後の計画推進の段階において、回復状況を見据えながら、改めて数値目標の設定等を行うこととしており、現在は、暫定的に前地域活性化総合特別区域計画の目標値を使用している。

「京都観光振興計画2025」の指標及び目標値について、学識経験者や業界関係者等で構成されるマネジメント会議における議論を踏まえ、令和4年4月に、「持続可能な観光」につながる指標を幅広く設定するとともに、とりわけ重視している「市民生活と観光の調和」や「観光による地域や社会の課題解決」等につながる観点を中心に、指標の中から特に重要なものについて、目標値を設定する予定である。

今後、目標の達成を図るため、市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害等の様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光の実現に向けた取組を進めていく。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価(別紙2)

① 特定地域活性化事業

特定伝統料理海外普及事業(出入国管理及び難民認定法)

ア 事業の概要

出入国管理及び難民認定法上、外国人が日本国内の日本料理店で働きながら日本の伝統料理の知識及び技能を修得するための活動は認められていないが、総合特別区域計画の認定を受けることによって、京都市内に限り、上記の活動を行う外国人の在留資格が認められ、外国人調理人が京都市内の日本料理店で働きながら京料理の知識及び技能を習得し、帰国後に京料理を世界に発信することを通じて京料理の海外への普及を図っている。

なお、外国人調理人の受入期間は5年以内、受入人数は1事業所当たり3人以内としている。(当初、受入期間は2年以内、受入人数は1事業所当たり2人以内としていたが、事業の更なる拡大等を目指して内容を充実させている。)

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

平成31年1月に受入対象枠の拡大が実現(※)したことにより、農林水産省が実施する「日本食・食文化普及人材育成支援事業」(海外の外国人調理人がわが国の日本料理店等で8か月程度研修する事業)を修了した外国人が、引き続き当該事業に参加することで、より高度な日本料理を学ぶことができるルートが確立された。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就労希望者はいるものの、入国できないケースが多く、目標人数に達することはできなかったが、令和4年4月1日付で2名が就労予定であるなど、新型コロナウイルスの状況を見つつ、入国する準備を進めている。

※ 新たに、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」取得者を対象に追加。

帰国した料理人は、派遣元店舗や母国の日本食レストラン、すし店への勤務等を通じて日本料理の普及に努めている。特に、概ね2年間以上就労した料理人に対し、「和の『こころ』と『わざ』を世界に伝える京料理人」として委嘱（令和3年度末で3名）することで、海外における京料理の普及に向けて一層の促進を図っている。

例えば、平成28年1月から平成30年2月まで「木乃婦」で就労していたキャスパ・エリック・ソレンセン（デンマーク）は、帰国後、イギリス・ロンドンで和食を中心とする日本料理店に勤務。地元雑誌や韓国の食雑誌「Magazine F」の取材を受けるほか、店主とともに様々なダイニングイベントを開催するなど、日本料理の魅力を発信する活動を精力的に始めている。

また、平成29年6月から平成30年5月まで「魚三楼」に就労していたステイブン・ポーゼン・ウー・ツェング（スペイン）は、帰国後はスペインにある日本料理を中心としたレストランで働きながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けるレストラン事業を支えるため、弁当デリバリーのプログラムを開発している。加えて、自身のインスタグラムでも、日本の寿司を中心に、日本料理に関する内容を積極的に発信している。今後は自身で日本料理を中心としたレストランを開業させ、日本料理文化を顧客に体感してもらえるような工夫を検討するなど、精力的に活動をしている。その他、就労中の外国人料理人が農林水産省の「海外における日本料理の調理技能認定制度」のゴールド認定を取得し、更に日本料理の技能の研鑽を深めているほか、メディアに採り上げられる事例もあり、例えば、在阪準キー局が手掛けるテレビ番組「京都知新」公式ウェブサイトの特集“外国人料理人奮闘記”ではこれまで2人の料理人が紹介されるなど、外国人の視点や感性を通じて、改めて日本料理の魅力や奥深さを日本人に向けて発信するといった、新たな動きも生まれている。

また、更なる事業の拡大に向け、関係省庁と調整のうえ、令和4年度には外国人料理人の受入人数を1事業所当たり3人以内から6人以内に拡大することを予定している。近年、海外における日本食への関心が一層高まる中であって、伝統的な日本料理や食文化の普及・発信を目指す本事業は、日本のファンを増やし、京都ならではの「ほんもの」の体験を提供する京都の観光産業に長期的な観点から寄与するものであり、規制の特例措置を活用して官民が連携して取り組む好事例として、引き続き事業の推進・進化に努めてまいりたい。

② 一般地域活性化事業

旅館業法の構造設備基準の緩和

ア 事業の概要

旅館業法の旅館に求められる玄関帳場の設置や最低客室数等の構造設備基準を緩和し、京町家旅館など京町家の保全・継承を図るとともに、創造的な活用を促進する。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

平成24年度春協議において、国と協議を行った結果、現行法令の簡易宿所として営業が可能と回答が示され、京町家を活用した施設について、一棟貸しや適切な運営を条件として玄関帳場の設置を免除するなど、安全安心及び地域と調和した魅力ある宿泊施設の拡充に取り組んでいる。

③ 規制の特例措置の提案

特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入人数の拡大（令和2年春協議）

ア 提案の概要

事業開始から6年以上が経過し、受入機関にノウハウが蓄積されるなど受入環境が整うとともに、京都市が特定非営利活動法人日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制が確立している中、事業所の規模・体制によっては3人以上の受入れが可能となっている。このような中、事業目的に必要な人材を更に増やすため、特定調理活動を行う者の受入人数を一事業所当たり「3人以内」から「6人以内」とする提案を行った。

イ 国と地方の協議の結果

本提案について、法令等の措置を行うことが国と地方で合意に至り、本事業の適正実施に必要な要件を調整した上で、法務省において令和3年度末に告示改正が行われ、令和4年度から受入人数の拡大を開始する予定である。

5 国の財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価

① 財政支援：該当なし

＜既存の補助制度等による対応が可能となった事業＞

美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生（社会資本整備総合交付金）（平成26年度要望結果：現行制度で対応可能）

平成26年度春協議において、無電柱化事業への財政支援（事業費の縮減に資する多様な工法の導入に向けた検討など、先駆的な取組に当たっての助言及び集中的な支援等）について国と協議を行った結果、「無電柱化については、現行の交付金事業で実施することが可能である。」との回答と併せて、「取り組みは重要であると考えており、地方整備局等に相談して頂ければこれら取り組みについての助言を行って参りたい。」との意向が示された。

以来、近畿地方整備局と相談しつつ、低コストでの無電柱化に向けた小型ボックス活用埋設（電線共同溝方式）の先行導入、国土交通省の「平成30年度道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験）」制度を活用した直接埋設方式による無電柱化（常設作業帯コンパクト化等）の実証実験等を進めるとともに、長期的な視点に立った無電柱化の推進のため、平成30年12月に「今後の無電柱化の進め方」を策定し、また、平成31年3月には今後概ね10年間で整備を目指す具体的な道路を示す実施計画を定めるなど、全国のモデルケースとなる無電柱化の取組を効率的かつ計画的に進めている。

② 税制支援：該当なし

地域活性化総合特区を対象とする税制支援（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）が平成29年度末で廃止されたことから、該当なし。

③ 金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数 2件

世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成

ア 事業の概要

民間事業者が、観光旅客の来訪及び滞在を促進する宿泊施設や商業施設等の産業観光施設の整備を行うための資金調達を指定金融機関からの融資により行う場合に、国が、予算の範囲内で利子の一部（最大0.7%、5年間）を支給する。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

これまでからの旺盛な宿泊施設新設への需要が一巡したことや新型コロナウイルス感染症の影響により、活用件数は2件に留まったものの、伝統工芸等に関する店舗の新設や改修に当たっての融資に活用されたことにより、「世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成」に寄与した。

ウ 将来の自立に向けた考え方

当事業は、企業の設備投資に対して最大5年間に渡り利子の一部を補給するものであり、将来に渡って支援が継続されるものではないため、事業者は利子補給期間終了後の継続した経営を想定して事業を活用している。

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙3）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指し、令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定した。

具体的な取組としては京都を「訪れてよかった」と感じていただけるための環境づくり（京町家や文化財の保全・活用や景観整備等）、都市の魅力を高めるための観光振興事業を総合的に進めることで、各分野で大きな成果を上げることができた。

7 総合評価

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の激減により、地域経済の活性化や雇用創出に大きな影響を与えたが、持続可能な観光の国際的な認証団体であるグリーン・デスティネーションズが実施する表彰制度「TOP100選」に2年連続で選出されるなど、観光の「質の向上」に向けた混雑対策・分散化、受入環境整備、上質な宿泊施設の誘致等の取組は着実に推進している。

特定伝統料理海外普及事業においても、就労希望者はいるものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により入国できないという事情があり、目標人数に達することはできなかったが、新型コロナウイルスの状況を見つつ、入国する準備を進めていく予定であり、また、今後、更なる規制緩和（1事業所当たり受入人数の拡大）が国との協議により実現する予定であることから、本事業の更なる利用促進に向け、取組を加速させていく。

引き続き，特区制度も活用しながら，市民生活と調和した持続可能な観光都市の実現に向けた取組を継続していく。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成25年)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
数値目標(1) 47.5%(H25年) →80%(R7年)	目標値		71%	76%	59.9%	63.9%	68%
	実績値	47.5%	57.0%	55.9%	59.3%	57.0%	
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		80%	80%	99%	89.2%	
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合							
評価指標(1) 再来訪意向及び紹介意向	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>世界中の人に京都に行きたいという「あこがれ」をもっていただく目標として、「再来訪意向」「紹介意向」の評価の向上を目指し、非常に高い目標ではあるものの、令和7年までに日本人、外国人とも「大変そう思う」の回答割合80%以上を数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。</p>					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<p>各年の目標値は、平成25年の実績値47.5%を基に、目標年次(令和7年)の数値目標80%の達成に向けて、毎年度着実に取組を進めることを見込んで設定している。</p> <p>なお、数値は京都観光における観光客数や観光客の満足度、外国人観光客の動向等を把握することを目的に実施している「京都観光総合調査」により把握している。例年、日本人及び外国人観光客に対し四半期ごとに実施している本調査が、令和3年については令和2年と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により秋期の日本人観光客のみの実施となり、年間を通じた観光客の満足度等の把握ができなかった。そのため、今回、唯一実施した秋期調査における数値を実績値として用い、評価を行うこととする。令和3年は、国の水際対策の強化により外国人観光客がほぼゼロの状態であったこと、国内においても感染症の拡大により旅行控えが発生する中、緊急事態宣言等の措置が解除されたことなどから、観光需要が一定回復しつつあった秋期の数値であること、把握可能な数値の中では再来訪意向及び紹介意向を把握できる唯一のものであることから、本数値目標の実績値として適切である。</p>					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<p>令和3年の「再来訪意向」及び「紹介意向」の「大変そう思う」のアンケートの回答割合は、秋期の日本人観光客のみの結果であるが、それぞれ64.6%(1.8ポイント減)、49.3%(2.7ポイント減)であり、「大変そう思う」「そう思う」「ややそう思う」の合計では、それぞれ97.2%、89.6%と全体としては高い評価を受けているものの、指標に採用している「大変そう思う」の項目は、令和3年の目標に対して未達成となった。</p> <p>当該評価に影響を及ぼす課題の一つが、観光客が一部の観光地等に集中することによる混雑であり、緊急事態宣言の解除に伴い、観光需要が回復したことで、観光客が想定していたよりも観光地等を訪れる人が多くなったことが、「大変そう思う」のポイントが減少したものと考えられる。</p> <p>引き続き、「朝観光」、「夜観光」等の取組を進めることで時間の分散化を進めるとともに、各地域や民間事業者等と連携し、市内全域にある観光地の魅力を掘り起こし、丁寧に発信することで、市域全体への誘客(場所の分散化)を進めることにより、観光地の混雑緩和に取り組み、地域の活性化や観光客の満足度の向上を図っていく。</p>					
外部要因等特記事項	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が激減したことに加え、実績値を把握するための「京都観光総合調査」も従来どおり実施できなかった。</p>						

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

定性的評価	当初(平成29年)		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	数値目標(2) 1兆1268億円(H29年) →1兆3000億円(R7年)	目標値		1兆1,845億円	1兆2,423億円	1兆2,473億円	1兆2,578億円
	実績値	1兆1,268億円	1兆3,082億円	1兆2,367億円			
寄与度(※):100(%)	進捗率(%)		110%	99.5%			
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの調査が行えず、実績値が把握できないことから定性的評価を行う。						
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として、令和12年までに「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献していく持続可能な観光」を実現することを定性的な評価における目標としている。 目標を達成するためには、観光の力を活かしながら「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。						
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	令和3年度から令和7年度までは、同期間を取組期間とする「京都観光振興計画2025」に掲げた取組について着実に進めることで「持続可能な観光」の実現を目指す。 令和3年度は、有識者や市民、観光関連業界の関係者で構成される会議体を設置し、コロナ禍の影響により未設定であった同計画の指標及び目標値について議論を行い、「持続可能な観光」につながる指標を幅広く設定するとともに、とりわけ重視している「市民生活と観光の調和」や「観光による地域や社会の課題解決」等につながる観点を中心に、指標の中から特に重要なものを重点指標とし、目標値を設定した。今後、これらの指標の把握・分析を通じて、各種の取組の効果や課題の把握、分析・評価など、同計画の進捗管理を行い、持続可能な観光に向けたより効果的な施策の展開を図る。 例えば、地域経済の活性化に向けては、具体的には、質の高い観光を提供し、延べ宿泊客数の増加や観光消費額単価の向上を図ることにより、同消費額が高い宿泊客やビジネス団体客等を伸ばすことが重要であり、同計画における指標を活用しながら、関連施策を推進していく。						
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	令和3年度は、新たに策定した「京都観光振興計画2025」に基づき、各種の取組を進めたほか、令和3年11月には、京都市観光協会、京都の観光関連業界25団体と共に「新しい京都観光に向けた共同宣言」を行うなど、持続可能な観光の実現を目指した取組を推進した。また、国際的な認証団体であるグリーン・デスティネーションズが実施する表彰制度「TOP100選」に、2年連続で選出されるなど、持続可能な観光地としての国際的な評価を高めることができた。 また、サブ指標の「総合特区支援利子補給金制度の活用により整備された宿泊施設の客室数」については、これまでからの旺盛な宿泊施設新設への需要が一巡したことや新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、伝統工芸等に関する店舗の新設や改修に当たっての融資等にも活用されたことにより、「世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成」に寄与した。 当該年度においては、令和2年11月に取りまとめた「京都観光行動基準(京都観光モラル)」の普及・啓発に継続的に取り組んだほか、「観光の効果の見える化」等を進めるなど、「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献していく持続可能な観光」の実現に向けて、着実に進捗している。						
外部要因等特記事項	新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が激減したことに加え、実績値を把握するための「京都観光総合調査」も従来どおり実施できなかった。						

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成29年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年
数値目標(3) 9人(H29年度)→30人 (R7年度)(累計)	目標値		11人	13人	19人	21人	24人
	実績値	9人	12人	17人	19人	20人	
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		109%	131%	100%	95%	
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合							
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>また、本事業は「精神的充足を求め時代に応える和の文化の発信」という政策課題に対応する施策の一つとして位置付けられる。外国人料理人が「ほんもの」の食文化や京料理を学び、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信することにより、京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも貢献するものである。</p> <p>総合特区の規制の特例措置の活用状況を確認する指標として、令和7年度までに特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数30人を数値目標としている。</p> <p>数値目標を達成するためには、外国人料理人から問合せがあっても受入れに至らないケースもあることから、新規受入の調整や受入店舗への監査等についてノウハウを蓄積し、取組実施機関である特定非営利活動法人日本料理アカデミーとともに、新たな外国人料理人の受入れにつながるよう受入店舗を支援していく。</p>					
評価指標(3) 特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<p>平成29年度までは、過去の実績と同程度(1人/年)の受入人数(延べ人数)を数値目標として設定していた。平成29年度末時点での実績が累計9人となり、当初の令和2年度(目標年次)の数値目標(8人)を上回ったこと、また、外国人料理人の受入対象の拡大の提案の実現(平成31年1月認定)により、更なる受入れが見込まれることから、年間2人の受入れを目標とし、平成31年1月に令和2年度の数値目標を15人に変更した。また、令和2年度には、地域活性化総合特別区域計画の変更併せて令和7年度の数値目標を30人に設定した。</p>					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就労希望者はいるものの、入国できないケースが多く、目標人数に達することはできなかったが、令和4年4月1日付で2名が就労予定であるなど、新型コロナウイルスの状況を見つづ、入国する準備を進めている。</p> <p>また、平成31年1月に実現した外国人料理人の受入対象の拡大により、上方修正した令和2年度の数値目標(受入人数延べ15名)については、令和元年度に達成し、令和2年度の計画変更併せて上方修正した令和2年度の数値目標(受入人数19名)も達成するなど着実に実績を上げている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行前に訪れた外国人観光客の約7割が「訪日前に期待していたこと」の1位として、「日本食を食べること」と回答しており(訪日外国人消費動向調査、2019年)、海外の日本食レストラン数も2006年比の6.6倍になる(外務省調べ・農林水産省推計、2021年)など、日本食への関心が高まりを見せる中において、京料理に代表される「ほんもの」の日本食・食文化の普及・発信に向けた本事業は、長期的な視点から観光や農林水産業等、産業の更なる発展に寄与するものと考えている。</p> <p>これまで、平成25年度の当該特例制度の活用開始から、事業の進捗や展開に併せて、在留期間の上限の延長(平成29年3月)、一事業所当たりの受入人数及び受入対象の拡大(平成31年1月)を提案・実現しており、更なる事業の拡大に向け、関係省庁と調整のうえ、令和4年度には1事業所あたりの受入人数を3人から6人に拡大することを予定している。</p> <p>以上のとおり、事業については、極めて順調に推進しているところであるが、特定伝統料理海外普及事業の目的である、世界各国に京料理の魅力をし、積極的に発信していくためには、修了後の外国人料理人による普及活動の推進が重要である。</p> <p>これまでも、帰国後の外国人料理人の活動の様子が、広報誌やテレビ、雑誌で取り上げられる等、広く本事業及び京料理の魅力を発信してきており、現在も修了した外国人料理人が日本料理を中心としたレストランに就労したり、SNSなどでも日本料理の魅力を発信したりするなど、精力的な活動が確認されている。引き続き、日本料理アカデミーと連携しながら、平成29年度に創設した「和の『こころ』と『わざ』」を世界に伝える京料理人「委嘱制度」を活用し、外国人料理人の役割の明確化や意識喚起を行うとともに、広く内外における情報発信に努めていく。</p>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価

特定(国際戦略/地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
特定伝統料理海外普及事業(法務B001)	数値目標(1) 数値目標(2) 数値目標(3)	規制所管府省名: 法務省 <input checked="" type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input type="checkbox"/> その他 <特記事項>

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
該当なし			

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
該当なし			

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）
 財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京町家まちづくりファンド	（公財）京都市景観・まちづくりセンターにおいて、京都固有のくらし・空間・まちづくりの文化の継承と発展等を目的に、平成18年度から外観改修支援を行っている。また、令和元年度から、まちづくりの活動拠点となるような京町家の改修及び通り景観の修景への助成を行っている。	評価指標（1）、（2）	助成件数3件（選定件数3件）	京都市
木造住宅及び京町家の耐震化支援事業	【木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業】耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全性を評価するため、耐震診断を実施する。また、耐震診断を利用した京町家について、将来的な耐震改修の参考となる基本計画を、耐震診断士が作成する。（自己負担2万円） 【まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業】耐震性が確実に向上する工事や防火改修工事をあらかじめメニューし、木造住宅（京町家を含む。）の所有者等に対し、メニューに該当する耐震・防火改修工事に要する費用の一部を助成する。	評価指標（1）、（2）	・木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣 258件316戸（うち京町家：123件152戸） ・京町家の基本計画作成 35件39戸 ・まちの匠の知恵を活かした 京都型耐震・防火リフォーム支援事業 本格改修：38件39戸（うち京町家：6件7戸） 簡易改修：491件502戸（うち京町家：165件173戸） 防火改修：23件23戸（うち京町家：13件13戸）	京都市
古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、施設整備、維持管理	歴史的風土特別保存地区については、現状変更行為が原則禁止されているため、歴史的風土の保存上必要があり、所有者が土地の利用に著しい支障を来す場合にはその土地の買入れを行い、その適切な保存と活用を図るため、施設整備及び維持管理を実施	評価指標（1）、（2）	買入れ面積 0.37ha 森林整備面積 0.5ha 管理道整備延長 200m	京都市
無電柱化推進事業	無電柱化推進計画「今後の無電柱化の進め方」に基づき、効率的かつ計画的に無電柱化整備を推進する。	評価指標（1）、（2）	無電柱化整備総延長（令和3年度末時点） 約63.2km	京都市
四季・彩りの森復活プロジェクト	京の街の借景となる周辺三山において、四季を感じさせる京都らしい森林景観を保全・再生するため、必要な森林整備等を推進した。	評価指標（1）、（2）	四季の森施業面積 1.0ha	京都市

京都市広告景観づくり補助金交付制度	京都にふさわしい屋外広告物の普及を促進するため、平成19年度から実施している。令和3年度は、事業見直しにより、のれん・ちょうちんの区分を凍結し、優良デザイン屋外広告物のみの運用とした。	評価指標 (1), (2)	交付件数9件	京都市
KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience) 事業	映画・ゲーム・マンガなどわが国コンテンツの重要な拠点であり、伝統・文化、観光やファッション、音楽、食など、過去から現在に至るコンテンツに関する我が国随一の地域資源を備えてきた京都を舞台に、オール京都の産学公連携のもと、コ・フェスタや京都学生祭典と連携し、映画・映像・ゲーム、マンガ・アニメ等のコンテンツをクロスメディア展開することにより、京都が持つコンテンツのポテンシャルと魅力を広く国内外に情報発信し、コンテンツ産業の振興とそれらを支える人材の育成・交流を図る事業として「KYOTO CMEX」を開催し、日本が誇るコンテンツのさらなる発信力の強化及び人材育成面での国際競争力の強化を目指す。	評価指標 (1), (2)	自治体予算 (京都府) 22,000千円 自治体予算 (京都市) 12,000千円 その他 (京都商工会議所) 2,000千円	京都府, 京都市, 京都商工会議所等
観光振興事業の推進	「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指し、令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定。市民生活と調和した持続可能な京都観光の実現に向けて、観光による経済効果を、宿泊や飲食業のみならず幅広い産業や市内各所に波及させるとともに、観光の力を活かして文化や文化財、地域コミュニティの継承・発展に繋げることで、京都観光の魅力を更に高め、将来にわたり京都が発展していく好循環の構築等を目指し、各種の取組を推進する。	評価指標 (1), (2)	計画に基づく取組数 210事業	京都市
“京都を彩る建物や庭園” 「ランクアップ助成」制度 ※H30年7月に“京都を彩る建物や庭園”「修理事業等補助金」制度に拡充	“京都を彩る建物や庭園”制度で「選定」及び「認定」した建物や庭園について、維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として補助金を交付する。平成30年7月、従来の「ランクアップ助成制度」を拡充し、“京都を彩る建物や庭園”修理事業補助金制度を創設した。	評価指標 (1), (2)	令和3年度 助成件数26件	京都市
未指定文化財への助成	文化財が集中する京都市内において、指定を受けていない文化財についても、京都市文化観光資源保護財団により毎年助成を行っており、市内文化財の保全・継承に一定の成果を挙げている。	評価指標 (1), (2)	令和3年度 助成件数6件	京都市

税制支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし				
金融支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし				

規制緩和・強化等

規制緩和				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく歴史的建築物に係る建築基準法の適用除外	歴史的建築物に適した安全性を確保する規定等を定めた「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を活用することで、建築基準法の適用を除外し、歴史的建築物の保存活用を促進する。	評価指標 (1), (2)	令和3年度 除外件数 6件	京都市

規制強化				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京都市独自の景観政策による建築物の高さ規制をはじめとした市街地景観、眺望景観、屋外広告物等に係る規制強化	市内全域の屋外広告物の違反状態解消に向け、集中的に取組を進めた結果、令和4年3月末時点では市内約45,600箇所の屋外広告物のうち、98%を超える約45,100箇所の広告物が条例の趣旨に沿った適正な形で表示されている。令和4年度も、残存する景観支障のある案件の解消に向けて是正指導を行っていく。	評価指標 (1), (2)	屋外広告物の適正表示率 98.8% (R4.3末時点)	京都市

その他				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
“京都を彩る建物や庭園”制度の推進	京都市内には、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園が、所有者のたゆまぬ努力により、世代を越えて継承されている。しかし、中には、その存在と魅力が十分に伝わっていないものや、維持・継承が危ぶまれているものもある。 そこで、京都の財産として残したい建物や庭園を市民の皆様から募集し、“京都を彩る建物や庭園”としてリスト化することで、市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。 平成30年度からは、「選定」及び「認定」した建物や庭園の維持・活用に向けた修理事業に対する補助金交付制度を創設した。	評価指標 (1), (2)	令和3年度 選定41件, 認定21件 累計 選定565件, 認定199件	京都市

特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし				

体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	<p>「徹底した感染症予防・拡大防止対策と観光の両立」と、「市民生活・地域コミュニティと観光の更なる調和」に取り組むことにより、京都から「新しい観光スタイル」や「新しい修学旅行モデル」、「新しい観光マナー」を実践・発信することを目的に、令和2年6月にウイズ コロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチームを設置し、同年8月には、不特定多数の市民、観光客の方が利用する市内の店舗、事業所等を対象に、感染症対策等に関する具体的な疑問に対して助言等による支援を行う事業者の感染症対策等サポートナビを開設（～令和4年3月）した。</p> <p>その他、観光オフィシャルサイト京都観光Navi内に「Withコロナ時代の京都観光ガイド」を開設するとともに、観光案内所で発信している情報をまとめるプラットフォーム「デジタル観光案内所」を開設するなど、観光客の利便性・満足度向上、安心安全の確保に向けた環境整備の取組を進めた。</p>
民間の取組等	<p>日本料理アカデミーにおいては、日本料理の発展を図るため、教育及び文化・技術研究並びにその普及活動として「日本食文化の継承と発展」、「地域と風土に根ざした食文化の発展と人材育成」、「世界に向けた正しい日本料理の普及活動」に取り組んでいる。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、料理人の知識・技術の研鑽を図る日本料理コンペティションや大学と連携した食に関するシンポジウム等の普及活動が実施できなかったが、大和大学との包括連携協定を締結。本市と相互に連携・協力を深め、食に関する施策の発展、SDGsへの達成に貢献する取組を行う。</p>